

主 文

1 第1事件及び第3事件

原告中野書写検の請求をいずれも棄却する。

※第1事件とは中野書写検が琴河原を訴えた事件

※第3事件とは中野書写検が全書会を訴えた事件

2 第2事件（琴河原が中野書写検を訴えた事件）

- (1) 原告中野書写検は、書写書道の教授、普及、講演会、セミナー・展示会・コンクール・講習会の開催、資格認定、通信教育の企画、運営、実施、及び教材・書籍・出版物・機関紙その他の印刷物の販売配布その他これに関連する一切の事業活動において、「日本書写能力検定委員会」又は「書写検若しくは「shoshaken」の各表示を使用してはならない。
- (2) 原告中野書写検は、表札、看板、印章、教材、名刺、パンフレットその他の文書及び印刷物、ホームページ、ドメイン名から、「日本書写能力検定委員会」又は「書写検」若しくは「shoshaken」の各表示を抹消せよ。
- (3) 被告社団法人中野書写検は、法人名として「日本書写能力検定委員会」という名称を使用してはならない。
- (4) 被告社団法人中野書写検は、平成22年2月22日付けをもってされた設立登記中、「日本書写能力検定委員会」の名称の抹消登記手続きをせよ。
- (5) 原告中野書写検は、別紙送付先リスト記載1～19、42～634の各送付先に対し、別紙通知文を送付せよ。
- (6) 原告中野書写検、被告社団法人中野書写検及び被告大平は、被告琴河原に対し、連帯して255万7000円及びこれに対する平成22年10月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (7) 被告琴河原のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用については、双方の負担割合が表示されました。